

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

原議永年保存					
共	00	00	10	31	5年

宮本広報第400号  
平成25年9月6日  
宮城県警察本部長

報道機関に対する広報活動要領の改正について（通達）

報道機関に対する広報活動については、「報道機関に対する広報活動要領の制定について（通達）」（平成21年1月6日付け宮本広第2号）により実施してきたところであるが、平成25年度の組織機構改編により、総務部広報相談課（以下「広報相談課」という。）が廃止され、同部に広報広聴課が新設されたことに伴い、報道機関に対する広報活動要領を別添のとおり改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

## 報道機関に対する広報活動要領

### 1 趣旨

この要領は、報道機関を通じた県民への情報の提供及び事件、事故等の発表（以下「広報活動」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

### 2 用語の定義

(1) この要領において、「重大事案等」とは、捜査の指揮及び令状請求等に関する取扱規程（昭和28年宮城県警察本部訓令甲第15号）第3条に規定する警察本部長指揮事件及び「突発重大事案発生時における宮城県警察の初動措置要領の制定について（通達）」（平成22年10月1日付け宮本備第979号）第2に規定する突発重大事案並びに事案の内容により多数の報道機関の取材活動が予測される事案をいう。

(2) この要領において、「通常案件」とは、「重大事案等」以外の案件をいう。

### 3 広報責任者等の設置、任務等

#### (1) 広報責任者

##### ア 設置

各所属に広報責任者を置き、所属長をもって充てる。

##### イ 任務

広報責任者は、広報活動に関する総括的な対応を行うものとし、その責務を負うものとする。

#### (2) 広報連絡責任者

##### ア 設置

各所属に広報連絡責任者を置き、警察本部の部及び仙台市警察部に置かれた課等の管理官、次長、副隊長又は副所長、警察学校の副校長並びに警察署の副署長又は次長をもって充てる。

##### イ 任務

広報連絡責任者は、広報責任者の命を受け、当該所属における報道機関との対応、便宜供与その他報道機関との連絡調整に当たるものとする。

#### (3) 広報連絡員

##### ア 指名

広報責任者は、広報連絡責任者を補佐させるため、課（係）別の業務内容、当直体制等を考慮し、所属する警視、警部又は警部補の階級にある警察官及び同相当の一般職員の中から、適任者を広報連絡員に指名するものとする。

なお、人事異動等により広報連絡員に異動があった場合は、速やかにその指名を行うものとする。

##### イ 任務

広報連絡員は、広報連絡責任者を補佐するとともに、その指示を受けて当該所属における広報上の連絡に当たるものとする。

## ウ 報告

広報責任者は、広報連絡員を指名したときは、広報連絡員指名報告（別記様式）により総務部広報広聴課長（以下「広報広聴課長」という。）を経て報告するものとする。

### 4 広報活動上の基本的心構え

- (1) 警察職員は、報道機関の持つ公共性、重要性等を認識し、報道関係者には誠意をもって対応するとともに、良好な人間関係を保持して相互の信頼関係の確立に努めるものとする。
- (2) 広報連絡責任者は、警察と報道機関との関係について認識を高め、前記(1)に定める事項を自ら実践するとともに、部下に対する具体的な指導教養の徹底を図るものとする。

### 5 広報活動上の基本的留意事項

- (1) 事実に即した正確で客観的な広報内容とするとともに、発表の時機を失することのないようにすること。
- (2) 言動及び態度に留意するとともに、取材活動へは努めて協力すること。
- (3) 職務上の秘密又は人権上の要請から発表することができないときは、その理由を説明して納得を得られるようにすること。
- (4) 問合せや質問に対しては、自己の主観的判断や推測による無責任な回答を慎み、誤解を受けないようにすること。
- (5) 電話取材に対しては、軽率な答弁を行って無用の紛議を起こすことのないようにすること。
- (6) 混乱した現場では、特に冷静沈着な態度で対応し、感情的あるいは不必要な言動によって問題を起こさないようにすること。
- (7) 紛議が起きるおそれのあるとき、又は自らの判断で措置できないときは、速やかに上司に報告し、その指示を受けること。

### 6 通常案件の広報活動

#### (1) 広報活動の実施

ア 通常案件の広報活動は、当該案件を主管する所属の広報責任者が行うものとする。ただし、当該案件が複数の所属に関連するときは、当該案件を主管する所属の広報責任者が必要な調整を行った上で行うものとする。

イ 広報責任者は、広報活動を行うときはあらかじめ広報広聴課長に連絡し、その調整を受けて行うものとする。ただし、執務時間外その他やむを得ない理由のため、広報広聴課長に連絡することができないときは、広報活動を行った後に当該広報活動の概要を連絡するものとする。

ウ 広報責任者は、広報活動上特に支障がないと認めるものについては、広報連絡責任者、警察本部の総合当直の当直長、警察署の当直の当直主任その他指定する警察職員に発表させることができる。

#### (2) 当直勤務時の対応

ア 報道機関からの取材に対しては、警察本部にあつては総合当直の当直長が、警察署にあつては当直主任が直接対応すること。ただし、当直長又は当直主任が不在又はやむを得ない理由により直接対応することができないときは、当直長又は当直主任が指名した当直勤務員が対応すること。

イ 電話取材によることが不相当である場合及び事件等の発生に伴い電話取材に応ずることができない場合は、その理由を説明し、来訪の上取材するよう促すこと。

## 7 重大事案等の広報活動

### (1) 発生の連絡

ア 広報責任者は、重大事案等が発生したときは、速やかにその概要を広報広聴課長に連絡するものとする。

イ 地域部通信指令課長は、通信指令室において重大事案等の発生の通報を受理したときは、速やかにその概要を広報広聴課長に連絡するものとする。

### (2) 広報体制の確立

ア 重大事案等が発生し、警察本部又は警察署に捜査本部、警備本部、対策本部等（以下「捜査本部等」という。）が設置された場合は、捜査本部等に広報班を置くものとし、当該重大事案等の規模、内容等に応じ、報道機関への対応、広報活動等に十分対応できる体制を確立すること。

イ 広報班に班長を置き、警察本部の捜査本部等にあつては当該捜査本部等の長又は広報広聴課長が指名した者を、警察署の捜査本部等にあつては広報連絡責任者又は警察署長が指名した課長以上の者を充てること。ただし、警察署の捜査本部等の広報班に広報広聴課の幹部が班長として派遣された場合は、当該幹部を班長とする。

ウ 警察署における広報班員は広報連絡員を充てるほか、必要によりその他の者を適宜増員するものとする。

### (3) 広報班の任務

広報班の任務は、前記3-(2)-イ及び前記3-(3)-イを準用する。

### (4) 広報活動の実施

ア 捜査本部等を設置した場合の広報活動は、当該捜査本部等の長又は警察本部長が指名した幹部が行うものとする。

イ 記者会見は、当該捜査本部等の長又は警察署長が行うものとする。この際、広報広聴課長又は広報広聴課の職員は、当該記者会見に立ち会うものとし、当該記者会見の公平性の確保と円滑な実施について調整を行うとともに、その発表内容を記録するものとする。

## 8 現場等における対応

### (1) 広報体制の確立

ア 警察署長は、事件等の発生により報道機関の取材活動が予想されるときは、速やかに広報連絡責任者及び広報連絡員を現場、警察署その他必要な場所（以

下「現場等」という。)に配置し、報道機関の対応に当たらせるものとする。ただし、執務時間外その他の理由により広報連絡責任者及び広報連絡員を配置することができない場合は、これに代わる警察署長が指名した警察職員を配置するものとする。

イ 現場等に配置された広報連絡責任者、広報連絡員及びこれに代わる警察署長から指名を受けた警察職員（以下「広報連絡責任者等」という。）は、相互に連携し、広報活動が円滑かつ適切に行われるように努めること。

## (2) 広報腕章の着用

広報連絡責任者等は、現場等で活動に当たるときは、広報腕章（別紙）を着用するものとする。

## (3) 報道機関の立入りを制限するときの留意事項

ア 報道機関の立入り制限を行うに当たっては、証拠保全の必要性、報道機関の安全確保等を総合的に判断して決定すること。

イ 立入り制限区域の設定に関し、報道機関に対しては、現場における危険な状況等の立入りの制限を必要とする警察活動上の理由を説明すること。

## 9 広報広聴課員の派遣

(1) 警察署長は、必要と認めるときは、広報広聴課長に対し総務部広報広聴課員（以下「広報広聴課員」という。）の応援派遣を要請することができる。

(2) 広報広聴課長は、事件等の規模、内容等により必要と認めるときは、広報広聴課員を現場等に派遣し、警察署長と協力し広報活動に当たらせること。

## 10 誤報道への対応

広報責任者は、報道機関が誤った報道を行ったことを確認した場合は、速やかに広報広聴課長に連絡し、必要に応じて広報広聴課長を通じ報道機関に訂正の申入れを行うものとする。

## 11 個別の取材への対応

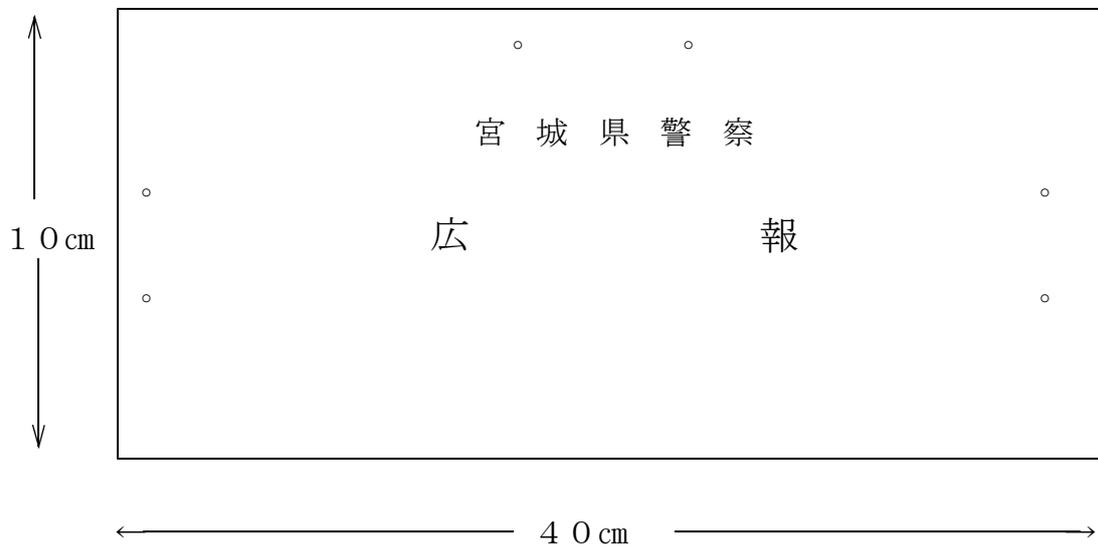
(1) 広報責任者は、報道機関から個別の取材又は報道、行事等に関し協力の依頼があったときは、広報広聴課長に連絡するものとする。

(2) 広報広聴課長は、個別の取材又は協力の依頼の目的、内容等について検討し、警察活動上特に支障がないと認めるものについては、当該取材先の広報責任者等と協議の上、必要な協力及び便宜を図るように努めるものとする。



別紙

章 腕 報 広



注 色は、黄色地に黒文字とする。